

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県

2 構造改革特別区域の名称

みやぎ私立学校教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮城県の全域

4 構造改革特別区域の特性

宮城県は、「ほくとう日本」の中核都市、東北の中心都市である政令指定都市仙台市を中心に機能集積が進む一方、それらの機能の利便性を享受しにくい地域を中心に人口減少や高齢化が顕著に進行しており、更には国際競争が激化する中で、地域経済を支える産業も厳しい状況におかれている。

このため、社会潮流の変化や本県の課題を見据えながら、新しい時代に向けた確かな展望を切り開き、21世紀における地域社会のモデルとなる宮城を創造するための地域づくりが求められている。

本県では、平成22年度までの行政計画「宮城県総合計画 新世紀 豊かさ実感みやぎ」を策定し、「福祉・環境・教育」を重視した取組を行っている。特に教育では、生涯を通じた営みとしての教育の役割が極めて重要であり、一人ひとりの子どもの能力、適性に応じた教育機会を確保するとともに、社会人や職業人としての個人が自己を充実させるための学習や教育・訓練の場を拡充することが大切であると位置付けている。

このような状況の中、本県では県立高等学校を対象とした「みやぎ教育特区」の実施により県内の2校で具体的に事業を開始し、そのうち1校では38人の生徒が訪問介護員の資格取得、社会福祉部の奉仕活動等の学校外学習により1～11単位を取得するなど、その成果が出始めている。

本県では、国公立の学校が小学校465校、中学校225校、高等学校93校、中等教育学校は0校に対し、私立学校には、小学校4校、中学校7校、高等学校19校、中等教育学校1校が設置されており、私立学校が県内の学校に占める割合は3.81%と低いものになっている。しかし、私立学校においては、公立の諸学校では取り組み得ないそれぞれの学校における独自の建学の精神に基づいた個性豊かな教育活動が積極的に展開されており、本県の学校教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

また、私立学校は、近年の急激な社会情勢の変化の中で、時代の要請に対して柔軟にそして的確、迅速に対応することが可能であり、本県においては、今後さらに私立学校の建学精神と特色を生かした多様で魅力的な教育活動が進められる環境を整備し、21世紀に活躍できる人材の育成を図る必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 21世紀の宮城を創造するための地域づくりを推進できる人材の育成

宮城県総合計画の中では宮城の将来像として、

自然との共生を基本とし、生涯を通じて地域で生き生きと暮らせる社会

創造性と活力にあふれた産業活動が展開する社会

住民参加による、個性と誇りに満ちた自立的な地域社会

地球時代に対応した世界に開かれた多様な交流が活発化する社会

を掲げている。このような社会の実現には、地域の発展に貢献し21世紀を切り開いていく人材をいかに育成していくかが重要であり、教育に課せられた役割は極めて重要である。

この構造改革特別区域計画の意義は、21世紀の宮城を創造する子どもたちに21世紀を切り開いていく「生きる力」を身につけさせることであり、教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施することにより、学校教育の活性化を図ることが必要である。

(2) 宮城県の私立学校の自主性・独自性を生かした特色ある教育活動の活性化

本県は、私立学校行政を進める中で、私立学校に課せられた公共性と自主性の均衡を保ちながら、私立学校の独自の経営の理念や構想を一層明確にした特色ある学校づくりを支援してきた。少子化社会が急速に進展する中、本県の学校教育の中で従来にも増して県民の期待に答える質の高い教育活動を続けるためには、私立学校において今後一層の自主性・独自性を生かした特色ある教育活動の展開が求められる。

今回申請する特区構想は私立学校からの提案によるものであるが、現在の学制では小学校6年・中学校3年制と位置付けられており、児童・生徒の心理的な発達の面からも学力の向上の面からも十分に対応できていない部分があり、教育制度上途切れることのない仕組みが子どもの成長の円滑な持続をもたらし、個性の安定した発展を期することができるかと捉えている。特区計画の実現により児童・生徒の成長段階の変化に対応した教育課程が提供され、学力の向上と心の教育の充実が図られるとともに、小学校と中学校の教育内容が高密度に連携されることにより、児童・生徒の自己実現を目指す私立学校による新しいタイプの小中一貫教育が展開できる。

特区計画により実施する聖ウルスラ学院の教育活動は、急激な社会経済状況の変化に敏速に対応しながら、私立学校の独自性を鮮明に打ち出し「県民から選択される学校」を創造しようとする取組への契機となるものであり、このような新たな取組が、県内の私立学校に対して特色ある教育活動を助長し、今後、「小中一貫教育」をはじめ、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が進み、個性豊かな特色あるさまざまなタイプの学校教育の実現が期待できる。

【聖ウルスラ学院で実施する小中一貫教育】

聖ウルスラ学院が実施する小中一貫教育は、子どもの発達段階に応じて、小・中学校9年間を4年（First Stage）・3年（Second Stage）・2年（Third Stage）に分け、Sステージから教科担当制の授業を展開するなど、一人ひとりの多様な個性を十分に伸ばすためのきめ細かい指導を行う。教育課程も統合再編して心身を健全に育む時間を増やすとともに、基礎基本の定着から応用発展力の養成までを無理なく実践する。

その具体的内容を示せば、

児童生徒の実態に応じたカリキュラム編成・実施により、Fステージでの基礎学力の定着と学び方の基礎が確立する。また、Sステージ5年から7年生及びTステージ8年から9年生においては、難易度の急激な変化への対応と習熟度に応じた指導ができ、基礎学力のみならず応用・発展的学力の向上が期待できる。

教科を5つの分野に統合し、総合的に各分野の学習を行うことによって、教科の枠を越えたより深い学習が可能になる。また、分野の中に、いわゆる教科内容のみならず「人間教育」を組み込むことで、すべての学習が「人間教育」であることが明示でき、「人間」としての成長を可能にする。

Sステージ（小学校5年）から教科担当制を採ることで、指導者の高い専門性を背景としたよりわかりやすい学習が展開できる。また、中学校の教員による学力の高い児童への指導や小学校の教員による遅進児童への対応など、児童生徒のニーズに合った一貫した指導ができ、個人の学習能力に応じた学習が容易になる。これらの学習を通して、小中学校の教師間の連携が密になり、互いの総合性や専門性を活かした教育が実現され、教師の研修においても指導力の深化が期待される。

認知・思考能力の個人差の激しい小学校6年生と中学1年生に対し学校の枠を取り払った発達段階・習熟度に合わせた指導ができる。

4・3・2制の実施により、認知心理学の面からは具体的操作期から形式的操作期への移行期（反抗期でもある）を連続して見守ることができる。

学校行事・学習等すべての教育活動を継続・連続した指導とすることにより教育目標が十分に達成され、幅広い異年齢集団における人間関係の醸成が可能となる。

学校行事とPTA行事の一体化により、保護者がFステージ1年～Tステージ9年生までの子供の姿を観察でき、自分の子育てに資することができると同時に、保護者と教職員及び保護者同士の幅の広い交流や支え合いを通して、保護者自身の人（親）としての成長に寄与する。

小学校及び中学校を同一校長とすることにより、小中一貫した教育が実現しやすくなる。

単一校のため、有効でより合理的な施設運用・人的管理ができる。

などが挙げられ、学校教育が抱える諸問題の解決に大きなエネルギーとなる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本県の構造改革特区計画の目標は、社会目標や価値基準の再構築が求められている時代において、21世紀の宮城を創造するための地域づくりを推進できる有為な人づくりを支えることにある。また、一人ひとりの個性を尊重し、創造性や能力を伸ばす教育環境が重要であり、地域に根ざした、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進していく必要がある。

今、教育の果たす役割に課せられる期待は大きく、私立学校における学校教育の活性化を図ることも教育行政上の急務である。今回申請する特区構想すなわち新しいタイプの教育「小中一貫教育」を実現することにより、優秀な人材の育成が図られ、みやぎの特色ある人づくりに大きく貢献することになる。

さらに、この新しいタイプの教育「小中一貫教育」の実現により、県内の私立学校における自由な教育活動の推進が図られ、今後一層地域に根ざした特色ある教育活動が促進され、県民に対する多様な教育機会の提供が行われることとなる。

なお、今回申請する聖ウルスラ学院の小中一貫教育の目標は、

児童・生徒にとって、また保護者から見ても「学力向上が実感できる学校」、「人間としての成長が実感できる学校」、「充実して楽しいと感じる学校」を実現する。

保護者の PTA 諸行事や学校行事への参加率が増加する。

児童・生徒の在籍者数が増加する。

標準学力テスト結果の到達率が平成 22 年度までに各学年で現在より 10% 上回る。

S7 年終了時まで、英語検定 4 級の合格率 85% 以上、漢字検定 4 級の合格率 85% 以上を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回申請する「みやぎ私立学校教育特区」を実施することにより、本県が目指す 21 世紀の宮城を創造するための地域づくりを推進できる有為な人材の育成とそれを支える私立学校の自主性・独自性を生かした特色ある教育活動の活性化が図られる。

こうした新しいタイプの教育が行われることにより、県民の学校選択の幅が広がり、多様な学習機会を県民が享受することが可能となり、有為な人材の育成が一層期待できる。また、教育における先進的な取組は、県内の私立学校の教育活動に好影響を与え、私立学校の自主性・独自性を生かした特色ある教育活動の活性化が進み、私立学校の振興が図られるものと考えられる。

このように、本計画の実現は、私立学校の教育活動の活性化及び宮城を創造するための地域づくりを推進できる有為な人材の育成を図る原動力としての意義は大きく、本県の社会的安定と経済的発展に多くの成果をもたらす。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）

構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（819）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【聖ウルスラ学院が行う関連事業】

(1) S ステージから教科担当制と習熟度別学習を導入

教科担当制と習熟度別学習を導入することにより、発達の状況に応じた児童生徒の学びの連続性を確保し、学びやすさと高い専門性による学習意欲の向上を図る。

(2) 到達目標の設定

到達目標を設定し、その評価と更なる教育開発、その実践を行い、各々のステップに応じて児童生徒、保護者への情報提供を行うことにより、学校保護者が一体となって学力向上に取り組む。

(3) 転入生等に対する補充的な事業の実施

習熟度別学習の中で、未習項目の学習に対応する。また、放課後に行う個別指導や家庭での課題学習を計画的に実施して、無理なく学習環境に適應できるように配慮する。

(4) 国際理解教育の充実

A L T による英語教育や国際理解教育を効果的に導入することによって、言語の背景にある文化を身近なものとして感じ取ることのできる真の国際感覚を育む。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人聖ウルスラ学院

聖ウルスラ学院英智小学校及び聖ウルスラ学院英智中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業の実施主体

学校法人聖ウルスラ学院

聖ウルスラ学院英智小学校及び聖ウルスラ学院英智中学校

(2) 位置

宮城県仙台市若林区一本杉町1-2

宮城県仙台市若林区木ノ下一丁目25-25

(3) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

小中一貫教育として、First Stage (F1年～F4年)、Second Stage (S5年～S7年)、Third Stage (T8年～T9年)の3段階に分け、発達段階に応じた学習内容・学習方法によって一貫した学びを提供する。

英語・国語・数学・理科・社会・体育(保健)そして道徳・芸術などで授業時数を増加し、弾力的なカリキュラム開発とその実践を行うと同時に、豊かな情操教育環境の下で社会的な良識を身に付けられる「価値と規範」の教育を行う。

Fステージからの「英語」により、国際理解教育の根幹である言語の教育を行うと同時に、教科を5分野に統合することで、特色あるカリキュラム開発とその実践を行う。

校長の一人配置によって、校長の教育理念に基づき9年間の一貫した義務教育・特色教育を展開する。

新カリキュラムによる指導結果の適切な評価と評価結果の分析検証を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間

平成17年度から事業を開始し、事業開始時の児童(S5年生)が完全移行終了次年度の平成21度には、事業の評価・見直しを行う。それまでの期間においても、平成17年度に外部評価者制度を立ち上げ、学力定着度調査などの結果を基に教師集団の指導力を評価し、それを受けて改善することを繰り返して、学校の総合的な教育力を向上させる。

(2) 教育課程の基準によらない部分

小学校3年生からの総合的な学習の時間及び2年生の生活科の削除と6年生の家庭科の一部を削減するとともに、これらの授業時数を上乘せすることにより、下記の教科の新設及び上位学年の学習内容の取入れを行う。

【教科の新設】

F1年生～S6年生（小学校第1学年～第6学年）の英語科

F3年生のコンピュータ科

【上位学年の学習内容の取入れ】

社会と理科の授業をF2年生から行う。

現行の学習指導要領の内容を学年間で移動する。特に、児童の過度な負担にならないように配慮して、算数科（F1～S5年）及び社会・理科（F2～S5年）では上位学年の、英語科（S5～6年）及び算数科（S6年）では上級学校の学習内容を取り入れる。

中学校1～3年生の総合的な学習の時間及び選択教科の削除、1年生の音楽科・美術科の一を部削減するとともに、これらの授業時数を上乘せすることにより、下記の教科の新設及び上位学年又は上級学校の学習内容の取入れを行う。

【教科の新設】

S7～T9年生（中学校第1学年～第3学年）の書道科

【上位学年または上級学校の学習内容の取り入れ】

S7～T9年生（中学校第1学年～第3学年）の英語科

S7～T9年生（中学校第1学年～第3学年）の数学科

S7～T9年生（中学校第1学年～第3学年）の理科

T9年生（中学校第3学年）の国語科及び社会科

詳しくは別添【特定事業の内容】特例措置の適用により実施される教育課程の内容を参照のこと。

《英語科（F1～S6年）の設置について》

目標は次のとおりである。

（F1～4年）

日本語と異なる英語の言い回しや表現方法の学習を通して異文化に触れ、異文化に対する関心や理解を深める。また、日本の文化との比較を通して、自分たちの文化の良さを認識させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。言語活動や体験学習（語学研修）を通して「聞くこと」や「話すこと」の実践的コミュニケーション能力を養う。

（S5～6年）

英語を聞く・話す・読む・書くという基礎的基本的な力を、語いの蓄積と文法の体系的な学習等を中心として養成するとともに、コミュニケーション能力を向上させる。

上記のように英語学習においては二つの柱を設ける。一つは国際理解に関する教育で、外国の文化や生活を学ぶことで異文化について関心や理解を増すと同時に日本の文化の良さを発見し、そのすばらしさを世界に発信しようとする態度を育成することである。もう一つは英語を聞く、話すことを中心にした学習によって、実践的なコミュニケーション能力を育成するとともに、S5年から英語学習を体系的に取り入れて、

将来英語を自由に扱える語学力の土台を形成することである。この2つの柱をリンクさせて授業を進めていく。

コミュニケーションに関しては、Fステージでは日常生活や学校生活の場面で出会う身近な事象を素材としたコミュニケーション英語を身につける。Sステージでは日常生活の場面をさらに細分化し、ホームステイで活用できる実践力を養う。

テキストは、FステージにおいてはALTが作成した独自の教材や国内外出版の英語教材等を用い、ALTと中学校・高等学校の外国語科の教員でチームティーチングによる指導を行う予定である。Sステージにおいては検定教科書のほか、Fステージ同様、ALTが作成した独自の教材、国内外出版の英語教材等を使用し、ALTと中学校・高校の外国語科の教員でチームティーチングによる指導を行う予定である。

《コンピュータ科（S3年）の設置について》

コンピュータ科の目標は次のとおりである。

コンピュータに関する基礎知識と、すべての学習活動においてコンピュータを道具として活用する技能を身につけ、活用に当たって注意すべき事項を理解する。

主な内容

コンピュータの機能と活用	文書作成ソフトの機能と活用
インターネットを活用した情報収集	メールソフトの機能と活用
コンピュータ活用に当たってのマナーや注意事項	

《書道科（S7～T9年）の設置について》

日本社会を生活の基盤とするために必要な日本語の硬筆による表記技能を身につけるとともに、「書」の鑑賞力と創造的な表現力を育み、「書」に対する感性を磨き、豊かな情操を身に付ける。

主な内容

中学1年～3年の国語科<書写>分野の内容すべて	
「書」の歴史	毛筆による「書」の鑑賞
毛筆による「書写」	

授業時数削減教科の目標達成について

小中一貫教育の実施に伴い、小学校における総合的な学習の時間、生活科、家庭科、中学校における総合的な学習の時間、音楽科、美術科、選択教科の授業時数を削減するが、それぞれの教科の目標の達成についての考え方は、資料1のとおりであり、教育目標の達成については十分実現できるものである。

(3) 教育課程の内容

計画初年度から平成20年度までの期間は、新しい教育課程への移行が無理なく行われるように移行措置を講じる。(資料2参照)

なお完成年度の教育課程については、別添の資料3【特定事業の内容】を参照のこと。

- (4) 本計画と憲法、教育基本法及び学校教育法に示す学校教育目標との関係について
本計画で実施する小中一貫教育では、県内はもとよりすべての小中学生を対象としており、教育を受ける権利を保障した憲法第 26 条に合致する。

国際化に対応した国際理解教育の充実や、生きる力の育みを支える確かな学力の確立は、本県の目指す有為な人材の育成が図られ、本計画は教育基本法上の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえた教育課程の再編を行ったものと判断する。

別紙

1 特定事業の名称

819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人聖ウルスラ学院

聖ウルスラ学院英智小学校及び聖ウルスラ学院英智中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業の実施主体

学校法人聖ウルスラ学院

聖ウルスラ学院英智小学校及び聖ウルスラ学院英智中学校

(2) 位置

宮城県仙台市若林区一本杉町1-2

宮城県仙台市若林区木ノ下一丁目25-25

(3) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

小中一貫教育として、First Stage (F1年～F4年)、Second Stage (S5年～S7年)、Third Stage (T8年～T9年)の3段階に分け、発達段階に応じた学習内容・学習方法によって一貫した学びを提供する。

英語・国語・数学・理科・社会・体育(保健)そして道徳・芸術などで授業時数を増加し、弾力的なカリキュラム開発とその実践を行うと同時に、豊かな情操教育環境の下で社会的な良識を身に付けられる「価値と規範」の教育を行う。

Fステージからの「英語」により、国際理解教育の根幹である言語の教育を行うと同時に、教科を5分野に統合することで、特色あるカリキュラム開発とその実践を行う。

校長の一人配置によって、校長の教育理念に基づき9年間の一貫した義務教育・特色教育を展開する。

新カリキュラムによる指導結果の適切な評価と評価結果の分析検証を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間

平成17年度から事業を開始し、事業開始時の児童(S5年生)が完全移行終了次年度の平成21度には、事業の評価・見直しを行う。それまでの期間においても、平成17年度に外部評価者制度を立ち上げ、学力定着度調査などの結果を基に教師集団の指導力を評価し、それを受けて改善することを繰り返して、学校の総合的な教育力を向上させる。

(2) 教育課程の基準によらない部分

小学校3年生からの総合的な学習の時間及び2年生の生活科の削除と6年生の家庭科の一部を削減するとともに、これらの授業時数を上乘せすることにより、下記の教科の新設及び上位学年の学習内容の取入れを行う。

【教科の新設】

F1年生～S6年生（小学校第1学年～第6学年）の英語科

F3年生のコンピュータ科

【上位学年の学習内容の取入れ】

社会と理科の授業をF2年生から行う。

現行の学習指導要領の内容を学年間で移動する。特に、児童の過度な負担にならないように配慮して、算数科（F1～S5年）及び社会・理科（F2～S5年）では上位学年の、英語科（S5～6年）及び算数科（S6年）では上級学校の学習内容を取り入れる。

中学校1～3年生の総合的な学習の時間及び選択教科の削除、1年生の音楽科・美術科の一部を削減するとともに、これらの授業時数を上乘せすることにより、下記の教科の新設及び上位学年又は上級学校の学習内容の取入れを行う。

【教科の新設】

S7～T9年生（中学校第1学年～第3学年）の書道科

【上位学年または上級学校の学習内容の取り入れ】

S7～T9年生（中学校第1学年～第3学年）の英語科

S7～T9年生（中学校第1学年～第3学年）の数学科

S7～T9年生（中学校第1学年～第3学年）の理科

T9年生（中学校第3学年）の国語科及び社会科

(3) 小学校及び中学校における教科書早期給与計画

今回の特区構想を実現するためには、平成17年度から下記の表のように上学年及び上級学校の教科書を下学年の児童生徒に早期に無償給与できるようにする必要がある。

小学校及び中学校における教科書早期給与計画表

英 語	給与する教科書	給与対象	平成17年度
			早期給与必要冊数 (通常給与冊数)
中学校第1学年用	NEW CROWN 1 (三省堂)	小学校第5学年 小学校第6学年 (中学校第1学年)	24冊 31冊 70冊
中学校第2学年用	NEW CROWN 2 (三省堂)	(中学校第2学年)	20冊
中学校第3学年用	NEW CROWN 3 (三省堂)	中学校第2学年 (中学校第3学年)	20冊 18冊

(平成17年度必要冊数は、平成16年 8月 1日現在の見込数による。)

社 会	給与する教科書	給与対象	平成17年度
			早期給与必要冊数 (通常給与冊数)
小学校第3・4学年用	新しい社会 3・4上下 (東京書籍)	小学校第2学年 (小学校第3学年)	26冊 29冊
小学校第4・5・6学年用	楽しく学ぶ小学生の地図帳 (帝国書院)	小学校第3学年 (小学校第4学年)	29冊 23冊
小学校第5学年用	新しい社会 5上下 (東京書籍)	小学校第4学年 (小学校第5学年)	23冊 24冊
小学校第6学年用	新しい社会 6上下 (東京書籍)	小学校第5学年 (小学校第6学年)	24冊 31冊
中学校第1・2学年用	新しい社会 地理 (東京書籍)	(中学校第1学年)	70冊
中学校第1・2学年用	新編 中学校社会科地図 (帝国書院)	(中学校第1学年)	70冊
中学校第1・2学年用	新しい社会 歴史 (東京書籍)	(中学校第1学年)	70冊
中学校第3学年用	新しい社会 公民 (東京書籍)	(中学校第3学年)	18冊

(平成17年度必要冊数は、平成16年 8月 1日現在の見込数による。)

理 科	給与する教科書	給与対象	平成17年度
		早期に給与する学年 (通常の給与学年)	早期給与必要冊数 (通常の給与冊数)
小学校第3学年用	新しい理科 3 (東京書籍)	小学校第2学年 (小学校第3学年)	26冊 29冊
小学校第4学年用	新しい理科 4上下 (東京書籍)	(小学校第4学年)	23冊
小学校第5学年用	新しい理科 5上下 (東京書籍)	小学校第4学年 (小学校第5学年)	23冊 24冊
小学校第6学年用	新しい理科 6上下 (東京書籍)	小学校第5学年 (小学校第6学年)	24冊 31冊
中学校第1学年用	中学校理科 第1分野上 (大日本図書)	(中学校第1学年)	70冊
中学校第1学年用	中学校理科 第2分野上 (大日本図書)	(中学校第1学年)	70冊
中学校第2学年用	中学校理科 第1分野下 (大日本図書)	中学校第1学年 (中学校第2学年)	70冊 20冊
中学校第2学年用	中学校理科 第2分野下 (大日本図書)	中学校第1学年 (中学校第2学年)	70冊 20冊

(平成17年度必要冊数は、平成16年 8月 1日現在の見込数による。)

算数・数学	給与する教科書	給与対象	平成17年度
		早期に給与する学年 (通常の給与学年)	早期給与必要冊数 (通常の給与冊数)
小学校第1学年用	新編 あたらしいさんすう 1 (東京書籍)	(小学校第1学年)	70冊
小学校第2学年用	新編 新しい算数 2上下 (東京書籍)	(小学校第2学年)	26冊
小学校第3学年用	新編 新しい算数 3上下 (東京書籍)	小学校第2学年 (小学校第3学年)	26冊 29冊
小学校第4学年用	新編 新しい算数 4上下 (東京書籍)	小学校第3学年 (小学校第4学年)	29冊 23冊
小学校第5学年用	新編 新しい算数 5上下 (東京書籍)	小学校第4学年 (小学校第5学年)	23冊 24冊
小学校第6学年用	新編 新しい算数 6上下 (東京書籍)	小学校第5学年 (小学校第6学年)	24冊 31冊
中学校第1学年用	新しい数学 1 (東京書籍)	小学校第6学年 (中学校第1学年)	31冊 70冊
中学校第2学年用	新しい数学 2 (東京書籍)	中学校第1学年 (中学校第2学年)	70冊 20冊
中学校第3学年用	新しい数学 3 (東京書籍)	中学校第2学年 (中学校第3学年)	20冊 18冊

(平成17年度必要冊数は、平成16年 8月 1日現在の見込数による。)